

第64回全国植樹祭苗木のホームステイ事業実施要領

1 事業の趣旨

第64回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）が鳥取県で開催されるに当たって、開催理念である「持続可能な森林づくり」を实践し、次の世代につなげるための県民運動の一つとして、全国植樹祭で使用する苗木の育成を広く県民の方々にお願いすることとしました。

2 配布の対象者

配布の対象は、本事業の趣旨を十分に理解し、次の条件を全て満たす県内の団体とします。

- (1) 学校又は企業等の法人、自治会・同好会等の任意組織であること。
- (2) 平成25年春の全国植樹祭開催時期まで苗木を大切に育成できること。
- (3) 苗木の配布及び収集の際に各市町村役場まで運搬できること。

3 配布の区分と育成数量の調整

応募者多数の場合には、区分別に次の優先順で育成本数を調整させていただきますので、希望本数を育成できない場合があります。

- (1) スクールステイ（学校の場合）
 - ① 緑の少年団を結成している学校
 - ② 森林体験活動を実施している学校
 - ③ ①及び②に該当しない学校
- (2) ホームステイ（学校以外の場合）
 - ① 森林保全活動を継続して実施している団体
 - ② 全国植樹祭のPRに大きく貢献すると認められる団体
 - ③ ①及び②に該当しない団体

4 配布申込期間、配布決定及び配布時期

申込期限	配布決定	配布時期
平成24年2月末日（必着）	平成24年3月末頃	平成24年5月頃

(注) 配布決定は、各市町村役場が応募者に文書等でお知らせします。
なお、配布決定者には、苗木の配布方法等も含め、別途詳細をお知らせします。

5 申込方法

別添の申請書様式に必要事項を記入し、2月末日までに最寄りの市町村役場までお送りください。（2月末日必着）

6 申込の条件

本事業に申し込みしていただくことは、次に掲げる条件にあらかじめ同意していただいたことと見なします。

- (1) 苗木の收受や育成において、市町村及び県が行う状況記録（写真撮影、情報収集等）に協力していただくこと。
- (2) 配布決定者を「美鳥の大使」に認定し、緑化活動の案内等を送付すること。
- (3) 応募に係る氏名等個人情報を市町村及び県が保有することに同意していただくこと。
- (4) 育成ポットに苗木が植えられた状態でお渡しします。ジョウロなど必要になる資材は各自で御用意ください。
- (5) 苗木の種類を指定することはできません。

7 育成中の相談など

育成中における苗木のトラブルなどについて心配な場合は、最寄りの市町村役場及び県総合事務所林業振興課（室）へ随時ご相談いただけます。